

【文書名】

○警察官等拳銃使用及び取扱い規範の実施に関する訓令

(平成 13 年香川県警察本部訓令第 39 号)

【概要】

警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和 37 年国家公安委員会規則第 7 号）の実施について必要な事項を定めたものである。

主な内容は、携帯、訓練、保管、拳銃の手入れ等である。